

山梨地方最低賃金審議会
第3回 山梨県電子部品・デバイス・電子回路、
電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会

とき：令和7年11月19日

ところ：山梨労働局 3階中会議室

次 第

1 開 会

2 議 事

- (1) 改正審議
- (2) その他

3 閉 会

第3回 山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会 配席表 (11/19)

門 今 石
野 井 垣
委 委 委
員 員 員
○ ○ ○

公益委員

小沢委員 ○
小林委員 ○
三輪委員 ○

労働者側委員

使用者側委員
○ 加藤委員
○ 佐々木委員
○ 山岸委員

事務局

○ ○ ○
深小林小
沢林基室
補佐準長
佐 部
長

出入口

山梨地方最低賃金審議会
審 議 資 料

第3回山梨県電子部品・デバイス・電子回路、
電気機械器具、情報通信機械器具製造業専門部会

令和7年11月19日

第3回 山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会（11/19）

配付資料目次

1 電気機械器具等製造業最低賃金改正状況

1

令和7年度 電気機械器具製造業最低賃金の改正状況

ランク	都道府県	地域別最低賃金(R06)				電気機械器具製造業最低賃金(R06)												
		時間額 (円)	格差 (東京 =100)	引上額 (円) B	引上率 (%)	現行額 (円)	改正額 (円)	格差 (大阪 =100)	引上額 (円) A	引上率 (%)	部会 結審日	部会 採決	6条5項	本審 結審日	本審 採決	地賃の 引上額 との差 A-B	目安と の差	05-06 の引上 げ額
A	東京	1226	100.0	63	5.42													
A	神奈川	1225	99.9	63	5.42													
A	大阪	1177	96.0	63	5.66	1127	1,197	100.0	70	6.2	R7/10/03	○	有	-	-	+7	+7	+59
A	愛知	1140	93.0	63	5.85	なし	必要性なし											
A	千葉	1140	93.0	64	5.95	1105	1,169	97.7	64	5.8	R7/10/15	●	無	10月22日		±0	+1	+50
A	埼玉	1141	93.1	63	5.84	1105	1,168	97.6	63	5.7	R7/09/18	○	有	-	-	±0	±0	+50
B	兵庫	1116	91.0	64	6.08	1053	1,117	93.3	64	6.1	R7/09/16	○	有	-	-	±0	+1	+51
B	京都	1122	91.5	64	6.05	1074												+49
B	茨城	1074	87.6	69	6.87	1052												+50
B	静岡	1097	89.5	63	6.09	1042												+45
B	富山	1062	86.6	64	6.41	1002												+51
B	広島	1085	88.5	65	6.37	1045	1,110	92.7	65	6.2	R7/10/23	●	無	10月29日	●	±0	+2	+50
B	滋賀	1080	88.1	63	6.19	1050	1,105	92.3	55	5.2	R7/10/24	●	無	10月29日	●	-8	-8	+47
B	栃木	1068	87.1	64	6.37	1056	1,105	92.3	49	4.6	R7/10/22	○	有	-	-	-15	-14	+48
B	群馬	1063	86.7	78	7.92	1056	1,120	93.6	64	6.1	R7/10/28	○	有	-	-	-14	+1	+50
B	宮城	1038	84.7	65	6.68	1012	1,077	90.0	65	6.4	R7/10/14	○	有	-	-	±0	+2	+53
B	山梨	1052	85.8	64	6.48	1047												+50
B	三重	1087	88.7	64	6.26	1031	必要性なし											+44
B	石川	1054	86.0	70	7.11	1008	1,064	88.9	56	5.6	R7/10/15	○	有	-	-	-14	-7	+45
B	福岡	1057	86.2	65	6.55	1071	1,137	95.0	66	6.2	R7/10/08	○	有	-	-	+1	+3	+52
B	香川	1036	84.5	66	6.80	1030	1,090	91.1	60	5.8	R7/10/20	●	無	10月29日	●	-6	-3	+48
B	岡山	1047	85.4	65	6.62	1025	1,090	91.1	65	6.3	R7/11/05	○	有	-	-	±0	+2	+51
B	福井	1053	85.9	69	7.01	なし	必要性なし											
B	奈良	1051	85.7	65	6.59	なし	必要性なし											
B	山口	1043	85.1	64	6.54	1032	必要性なし											+46
B	長野	1061	86.5	63	6.31	1032	1,095	91.5	63	6.1	R7/10/30					±0	±0	+49
B	北海道	1075	87.7	65	6.44	1049	1,116	93.2	67	6.4	R7/09/29	○	有	-	-	+2	+4	+52
B	岐阜	1065	86.9	64	6.39	なし	必要性なし											
B	徳島	1046	85.3	66	6.73	1038	1,105	92.3	67	6.5	R7/10/22	○	有	-	-	+1	+4	+55
B	福島	1033	84.3	78	8.17	なし	必要性なし											
B	新潟	1050	85.6	65	6.60	なし	必要性なし											
B	和歌山	1045	85.2	65	6.63	-												-
B	愛媛	1033	84.3	77	8.05	1038	1,107	92.5	69	6.7	R7/10/20	○	有	-	-	-8	+6	+51
B	島根	1033	84.3	71	7.38	987	1,058	88.4	71	7.2	R7/10/15	○	有	-	-	±0	+8	+58
C	大分	1035	84.4	81	8.49	996	1,066	89.1	70	7.0	R7/10/20	○	有	-	-	-11	+6	+55
C	熊本	1034	84.3	82	8.61	996	1,063	88.8	67	6.7	R7/10/30	○	有	-	-	-15	+3	+56
C	山形	1032	84.2	77	8.06	996	1,055	88.1	59	5.9	R7/10/21	○	有	-	-	-18	-5	+51
C	佐賀	1030	84.0	74	7.74	996												+53
C	長崎	1031	84.1	78	8.18	なし	必要性なし											
C	岩手	1031	84.1	79	8.30	975												+58
C	高知	1023	83.4	71	7.46	なし	必要性なし											
C	鳥取	1030	84.0	73	7.63	963	必要性なし											
C	秋田	1031	84.1	80	8.41	958	1,032	86.2	74	7.7	R7/10/21	○	有	-	-	-6	+10	+28
C	鹿児島	1026	83.7	73	7.66	なし	必要性なし											
C	宮崎	1023	83.4	71	7.46	なし	必要性なし											
C	青森	1029	83.9	76	7.97	968	1,045	87.3	77	8.0	R7/10/15	○	無	10月22日	○	+1	+13	+41
C	沖縄	1023	83.4	71	7.46	-	-											-

(写)

令和 7 年 11 月 19 日

山梨地方最低賃金審議会
会長 後藤 光利 殿

山梨地方最低賃金審議会
山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報
器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会
部会長 今井 幸一

山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報
通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和 7 年 9 月 16 日、山梨地方最低賃金審議会において付託された山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員
石垣 千秋 今井 幸一 門野 圭司

労働者代表委員
小沢 三紀夫 小林 正博 三輪 茂樹

使用者代表委員
加藤 修央 佐々木 啓二 山岸 正宜

別 紙

山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

山梨県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月末満の者であつて、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う取付け、組線、バリ取り、かしめ、巻線又は穴あけの業務

ハ 手作業により行う熟練を要しない軽易な目視による選別・検数、材料若しくは部品の運搬・取り揃え、包装、袋詰め又はラベル貼りの業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,100円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金改正決定審議経過概要

区分	回	開催年月日	調査審議事項
専門部会	1	7年10月29日	1 部会長及び部会長代理の選出 2 審議日程について 3 特定最低賃金の状況等について 4 基本的見解の発表
	2	7年11月6日	1 改正（金額）審議
	3	7年11月19日	1 改正（金額）審議 2 結審（労側委員 全員反対） 3 専門部会報告（案）の審議及び同報告の決定
本審	4	7年9月16日	1 改正決定に係る諮問受理